

様式第 7 の 3 （第 1 3 条の 7 関係）

解体等積立金取戻申請書（認定事業者等）

年 月 日

広域的運営推進機関 殿

申請者 住 所 （〒 - ）

（注 1）

氏 名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号 （ ） -

設備 I D （識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）第 1 5 条の 1 5 の規定により、以下のとおり解体等積立金の取戻しを申請します。

記

取戻申請額 円

取戻申請情報		備 考
申請主体 の性質 （注 2）	☐ 認定事業者 ☐ 認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）又はその承継人	
取戻事由 （注 3）	☐ 認定発電設備（認定発電設備であったものを含む。以下同じ。）の解体等の実施に要する費用に充てる （調達期間又は交付期間中の場合） ☐ 発電事業を廃止する ☐ 発電事業を縮小する （調達期間又は交付期間終了後の場合） ☐ 発電事業を廃止する ☐ 発電事業を縮小する ☐ 太陽電池モジュール又は風車を一部交換する ☐ 調達期間又は交付期間終了後に一度も交換していない太陽電池モジュール又は風車を全て交換する ☐ 法第 1 5 条の 1 8 第 1 項の規定により再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業省の確認を受けた ☐ 認定事業者が法第 1 5 条の 1 7 の規定により解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てている（以下「内部積立て」という。）	
解体等に 係る太陽	解体等に係る太陽電池モジュール又は風車の出力	kW

電池モジュール又は風車の出力等		認定に係る太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力	kW	
取戻可能額及びその算定の基礎（注4）	取戻可能額		円	☐ 別紙あり
	算定根拠	① [円： 積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）] × [kW： 廃棄する太陽電池モジュール又は風車の出力] ÷ [kW： 認定上の太陽電池モジュール又は風力発電設備の出力] = 円 ②取戻し時点での積立額 = 円 ③実際に廃棄等に要した費用の額 = 円		
振込先口座	金融機関名			☐ 別紙あり
	本・支店名			
	口座種類			
	口座番号			
	口座名義			
添付書類（注5）	書類の種類	書 類 名		備 考
	①印鑑証明書（注6）			
	②旧認定事業者又はその承継人であることを証する書面（注7）			
	③解体を行うこと（解体等を完了した場合は解体等を完了したこと）及び解体等に			

要する費用を証する書面（注 8）		
④解体等の完了の確認を受けたことを証する書面（注 9）		
⑤内部積立を行っていることを証する書面（注 10）		
⑥当該設備が適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であることを証する書面（注 11）		
⑦その他（注 12）		

- （注 1） 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （注 2） 旧認定事業者又はその承継人には、これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、認定事業者である地位を承継する者が存しない場合には、当該法人の役員であった者を含む。
- （注 3） 該当する取戻事由を選択すること。なお、発電事業を縮小する場合、及び太陽電池モジュール又は風車を一部交換する場合は、次の各場合に限り、取戻しが認められる。
【調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合】
太陽光発電の場合は、廃棄される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の 15%以上かつ 50kW以上である場合。風力発電の場合は、廃棄される風車が 1 基単位である場合。
【調達期間又は交付期間後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合】
太陽光発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の太陽電池モジュールの一部が廃棄又は交換された場合（ただし、廃棄又は交換される太陽電池モジュールが、認定上の太陽電池モジュールの出力の 15%以上かつ 50kW以上である場合に限る。）。風力発電の場合は、FIT制度又はFIP制度の下で設置された当初の風車が 1 基単位で廃棄又は交換された場合。
- （注 4） 該当する取戻事由に応じて、取戻可能額を記載すること。なお、調達期間又は交付期間中に発電事業を縮小する場合、及び調達期間又は交付期間終了後に、発電事業を縮小する場合又は太陽電池モジュール若しくは風車を一部交換する場合においては、以下の①～③を算定して算定根拠として記載し、最も小さい額を取戻可能額として記載すること。
【太陽光発電の場合】

① 10年間で積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の太陽電池モジュールの出力に対する廃棄する太陽電池モジュールの出力の割合に相当する額

②取戻し時点での積立額

③実際に廃棄等に要した費用の額

【風力発電の場合】

①積立期間において積み立てられた積立金の総額（積立期間中の場合は想定される積立金の総額）のうち、認定上の風力発電設備の出力に対する廃棄する風車の出力の割合に相当する額。なお、風力発電設備を構成する各風車の定格発電出力の総和が認定上の風力発電設備の出力と異なる場合にあっては、廃棄する風車の定格発電出力に対して、当該認定上の風力発電設備の出力を当該各風車の定格発電出力の総和で除した値を乗じた値とする。

②取戻し時点での積立額

③実際に廃棄等に要した費用の額

(注5) 申請理由に応じて、必要な書類を添付すること。

(注6) 本申請書を提出する際に必ず添付すること。なお、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

(注7) 旧認定事業者又はその承継人が申請する場合に添付すること。

(注8) 認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てることを取戻事由とする場合に、以下の書類を添付すること。なお、風力発電の場合は、除去等に係る風車の容量を証する書面（例：風車1基当たりの定格発電出力を証する書類等）を添付すること。また、陸上風力発電において、環境省による廃棄物処理法に係る解釈明確化の通知や「陸上風力発電機の基礎の取扱いに関する解説」（2023年2月、日本風力発電協会）を踏まえて適切に判断された結果、地下基礎を存置する場合にあっては、それを証する書面を添付すること。

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施が未了の場合）】

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽電池モジュールの量又は風車の数が記載されている必要がある。）等

【認定発電設備の解体等の実施に要する費用に充てる場合（解体等の実施を完了した場合）】

認定事業者等と解体・撤去業者との間で締結された廃棄等を依頼する内容の契約書写し（なお、解体等を予定する太陽電池モジュールの量又は風車の数が記載されている必要がある。）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し、写真（除去等の前・中・後）及び領収書等

(注9) 再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを取戻事由とする場合に添付すること。

(注10) 認定事業者等が内部積立てにより解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てていることを取戻事由とする場合に添付すること。

(注11) 太陽光発電の場合は、廃棄する太陽電池モジュールについて含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報が把握されていることを証する書面（JP-ACの型式登録情報の写し等）を添付すること。あらかじめ当該情報が把握されていない場合には、廃棄時において含有化学物質を調査し、その結果を示した書類を添付すること。

(注12) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。